

**納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です**

■問合せ  
室蘭年金事務所  
(お客様相談室)  
☎0143-50-1004  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。



このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

**除排雪サービスなど契約前に十分確認！**

■問合せ  
産業振興課水産・商工グループ  
☎74-3005

本格的な冬を前にして、道内では除雪・排雪サービスの契約を検討している方も多いと思われませんが、サービス内容をよく確かめずに契約すると、後々トラブルに発展する場合があります。また、「雪降る前に…」という誘い文句で不要な住宅リフォームの被害に遭う事例もあります。

除雪・排雪サービスを契約する際は、回数などの具体的な作業内容や、大雪で排雪車の手配が回らず、除雪・排雪ができなかったときの対応、排雪時に壁や塀を破損された時の修理代の請求、特に前払いした場合、契約ごおりの作業がなされなかったときの返金方法についてもよく確認しておきましょう。中には、返金を求めて事業者と連絡を取ってもつながらなくなった事例もあります。「降雪前に工



事をしませんか」という、契約を急がせる誘い文句による排水管洗浄や住宅リフォームなどの工事の勧誘にも注意が必要です。不審な電話には十分注意ください。

**洞爺湖文化センタートイレの改修工事について**

■問合せ  
観光振興課観光施設グループ  
☎75-4400

洞爺湖文化センターについて、来場者用トイレ（男女とも）の洋式化工事を行います。なお、館内控室トイレや隣接する洞爺湖観光情報センターのトイレは使用できますので、工事期間中に文化センターの利用を予定されている方は、役場観光振興課へ問合せください。ご協力お願いします。

**平成28年冬の交通安全運動**

■問合せ  
住民課住民・戸籍年金グループ  
☎74-3002

■工事期間 11月14日(月)～12月30日(金)

平成28年冬の交通安全運動が、11月11日から20日までの10日間行われます。

この期間中は、①高齢者の交通事故防止②凍結路面などのスリップによる交通事故防止③飲酒運転の根絶などを重点目標として、凍結路面でのスリップ事故防止などを図るための活動を推進し、ドライバーや歩行者に注意を促します。

